

○江東区障害者控除対象者認定取扱要領

平成19年12月28日

19江保福第2013号

(趣旨)

第1条 この要領は、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条第1項第6号及び第7号並びに同条第2項第6号並びに地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条第6号及び第7号並びに第7条の15の7第6号に定める障害者及び特別障害者に準ずるものを認定する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(認定対象者)

第2条 認定の対象者は、区内に居住する65歳以上の精神障害、知的障害又は身体障害を有する者とする。

(認定の申請)

第3条 認定を受けようとする者は、障害者控除対象者認定申請書(別記第1号様式)を福祉事務所長に提出しなければならない。

(認定)

第4条 福祉事務所長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、当該申請により認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)の状態を調査の上、別表に定める基準に基づき、認定の適否及び控除対象区分を決定する。

2 前項の場合において、認定を受けようとする年の12月31日(その者がその年の途中で死亡又は出国する場合は、その死亡又は出国した日)現在における申請者の状態によって判断するものとする。

3 認定の対象期間は、申請日の属する年を含め過去6年分の所得に係る申告分とする。

(認定書の交付等)

第5条 福祉事務所長は、前条の規定により認定すると認めたときは、障害者控除対象者認定書(別記第2号様式)により、認定しないと認めたときは、障害者控除対象者非該当通知書(別記第3号様式)により当該申請者に通知する。

(変更等の報告)

第6条 前条に規定する認定書の交付を受けた者は、当該障害事由等の変更又は消滅が生じた場合は、速やかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(認定記録等の保管)

第7条 福祉事務所長は、認定書の交付等に関する書類を5年間保管するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行し、平成19年分の所得に係る申告分から適用する。

別表(第4条関係)

控除対象区分	認定区分	認定基準
特別障害者	知的障害者(重度)に準ずる者	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定(以下単に「要介護認定」という。)を受けた者であつて、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号。以下「要介護基準」という。)第1条第1項に規定する要介護4又は要介護5に該当する状態にある者</p>
		<p>要介護認定を受けた者であつて、要介護基準第1条第1項に規定する要介護1、要介護2又は要介護3に該当する状態で、かつ、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準(平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知に基づく基準をいう。以下同じ。)に定めるランクがⅢa、Ⅲb、Ⅳ又はMの状態にある者</p>
	身体障害者(1級・2級)に準ずる者	<p>要介護認定を受けた者であつて、要介護基準第1条第1項に規定する要介護4又は要介護5に該当する状態にある者</p>
		<p>要介護認定を受けた者であつて、要介護基準第1条第1項に規</p>

		定する要介護1、要介護2又は要介護3に該当する状態で、かつ、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準(平成3年11月18日老健第102—2号厚生省大臣官房老人保健福祉局長通知に基づく基準をいう。以下同じ。)に定めるランクがB又はCの状態にある者
	寝たきり高齢者	常に就床を要し、複雑な介護を要する状態(6か月程度以上臥床し、食事、排便等の日常生活に支障のある状態をいう。)にある者
障害者	知的障害者(軽度・中度)に準ずる者	要介護認定を受けた者であつて、要介護基準第1条第1項に規定する要介護1、要介護2又は要介護3に該当する状態で、かつ、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準に定めるランクがⅡa又はⅡbの状態にある者
	身体障害者(3級～6級)に準ずる者	要介護認定を受けた者であつて、要介護基準第1条第1項に規定する要介護1、要介護2又は要介護3に該当する状態で、かつ、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準に定めるランクがAの状態にある者